

経営事項審査申請の手引き

(経営規模等評価申請及び総合評定値請求)

山梨県知事許可業者用

令和8年7月適用版

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 建設業対策室

注意事項

この手引きは、山梨県知事許可業者の経営事項審査（経営事項審査）に関する内容について記載しています。

手引きの内容に関するお問い合わせは、建設業対策室までお願いします。

- ※ 山梨県知事以外の許可を受けている方は、審査方法等が異なりますので、当該許可行政庁にお問い合わせください。

経営事項審査の相談

時間

月曜日から水曜日まで
午前9:00～11:00
午後1:00～ 4:00

場所

山梨県 県土整備部
県土整備総務課 建設業対策室
甲府市丸の内1-6-1 北別館3階
TEL 055-223-1843
FAX 055-223-1844

- ※ 審査会場については、受審日時の予約の際にお渡しする「経営事項審査受付票」に記載します。
(恩賜林記念館東会議室を予定しています。)

経営事項審査受審日時の予約等について

- 1 経営事項審査は、後に記載の経営事項審査日程表により行います。それ以外の日に受審することはできません。
- 2 受審日時の予約は、決算変更届の提出と同時に、先着順で行います。
※決算変更届の提出前に、受審日時の予約のみを行うことはできません。
- 3 決算変更届の提出期限間近になりますと、予約可能な日時が少なくなります。希望する受審日時がありましたら、可能な限りお早めに決算変更届を提出してください。
- 4 予約受付後に「経営事項審査受付票」をお渡ししますので、内容をよくご確認ください。
※受審時間をこちらで指定させていただきます。予約時間間に合うようにお越してください。予約時間より早くお越しになっても、前の予約時間の方より先に受審することはできませんので、御了承願います。
※郵送による審査を希望する場合は、予約日の前日までに建設業対策室必着でお願いします。
※電子申請による審査を希望する場合は、決算終了後の変更届出書の提出期限の翌月（経営事項審査受審月）の25日までに申請してください。
- 5 予約後の申請者の都合による日程変更は、原則として行いません。
- 6 審査の進み具合により、受審開始が予約時間より遅くなる場合がありますので、御了承願います。

経営事項審査申請の手引きの主な変更点等について

《令和8年度の主な変更点》

◆社会性等(W点)関係

- ・雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無、厚生年金保険加入の有無を審査項目から削除する。
- ・「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言を行うことについて、加点対象とする。
- ・建設機械の保有状況を改正(W7)
建設機械の加点対象機械について、以下のとおり拡大する。

根拠法令	機種	検査方法
道路運送車両法	アスファルトフィニッシャ	自動車検査
労働安全衛生法	不整地運搬車	特定自主検査

◆確認書類関係

- ・健康保険証廃止に伴い、技術者の常勤性確認書類を変更する。

《令和7年度の主な変更点》

◆審査手数料関係

- ・山梨県収入証紙の廃止に伴い、手数料納付方法を変更する。

◆自己資本額及び利益額関係(X2)(審査基準日が令和7年3月31日以降かつ、令和7年7月1日以降の経営状況分析の申請で適用)

- ・借入金のうち、以下の要件を全て満たすものは、「資本性借入金」として取り扱うこととする。ただし、残存期間が5年未満となった「資本性借入金」は、1年ごとに20%ずつ自己資本とみなす部分を逡減させる取扱いとする(単独決算による申請に限る)。

①償還期間が5年超

②期限一括償還

③配当可能利益に応じた金利設定

- ・業績連動型が原則

- ・債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること

④法的破綻時の劣後性の確保(又は少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること)

⑤貸出主が金融機関(政府系含む)であること又は別紙記載の制度による借入であること

《令和6年度の主な変更点》

- ・登記簿上の住所と営業所の所在地が異なる場合、申請書(様式第二十五条の十四)の申請者欄に、2段書きで記載する。

- ・建設機械審査基準日以前に検査が行われ、審査基準日時点で当該検査の有効期間内であることを確認できるよう、登録状況等に応じ次のいずれかの年月日を記載する。

①車検有効期間の開始日(前回車検有効期間満了日の翌日)

②審査基準日前1年以内に検査を実施した日

③自動車検査証記録事項の4.備考【旧走行距離表示値】横の()内の日付

《令和5年度の主な変更点》

◆技術力（Z点）関係（令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請で適用）

- ・技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等）とみなし、第一次検定合格後に一定期間（指定学科卒と同等）の実務経験を有する者を加点対象とする（1点）。

◆確認書類関係

- ・提示の対象となるコリンズ登録内容確認書の工事の金額を2,500万円以上から3,500万円以上（ただし、令和5年1月1日以降に完成した工事については、4,000万円以上）に引き上げる。

◆社会性等（W点）関係

- ・「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（W1-9）」の審査項目を新設
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定」、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定」及び「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定」について、各認定の取得について、加点対象とする。
- ・「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W1-10）」を新設（令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用）
建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況について、加点対象とする。

・W1-10の新設に伴う総合評定値算出係数を改正

令和5年8月14日以降を審査基準日とするW1-10が追加された申請から総合評定値に係る社会性等（W）の係数を以下のとおり変更する。

改正前	改正後
1,900/200	1,750/200

・建設機械の保有状況を改正（W7）

建設機械の加点対象機械について、以下のとおり拡大する。

根拠法令	機種	検査方法
道路運送車両法	ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ） 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
労働安全衛生法	締固め用機械	特定自主検査
	解体用機械	
	高所作業車（作業床の高さ2m以上）	

- ・国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無（W8）を改正
環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況について、加点対象とする。

◆確認書類の省略関係

- ・申請における次の確認書類を省略する。
 - ・建設業許可申請書
 - ・建設業許可通知書
 - ・県に提出した各種変更届※1
 - ・施工体制台帳・施工体系図・下請契約書※2
 - ・労災保険加入確認書類
 - ・技術職員の社会保険健康保険証※3
 - ・資格等の証明書類※4
- ※1 決算終了後の変更届出書の提示は必要。
- ※2 民間工事の下請けに係る契約書は必要。

※3 新しく技術者名簿に記載した技術職員分の提示は必要。

※4 新しく技術者名簿に記載した技術職員、昨年度の技術者名簿に記載しているが資格の区分を変更した技術職員、有効期間の定めがある資格等の提示は必要。

◆提出書類の原本確認省略関係

・対面審査における次の提出書類の原本提示を省略する。

- ・ISO9001登録証明書
- ・ISO14001登録証明書
- ・労働基準監督署の受付印のある就業規則
- ・保険証券及び約款、審査基準日前の直近の掛金振込みに係る領収書等、厚生労働大臣の承認通知書、確定拠出年金管理機関との契約書、審査基準日前の直近の掛金振込みに係る領収書等（企業年金制度の加入を証する書類）
- ・協定書（防災協定締結を証する書類）

◆建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる電子申請（JCIP）について

・電子申請の詳細については、山梨県ホームページにて別途お知らせします。

《令和4年度の主な変更点》

◆技術力（Z点）関係

・育休・傷病休等を取得している技術職員に関して、当該休暇を取得していることが確認できる場合に、審査基準日時点で常勤していなくとも加点対象とするように取り扱いを変更。

・電気通信工事業に関して、有資格区分コード235「工事担任者」+実務経験3年（令和3年12月27日追加）の方を加点対象とする（1点）。

・監理技術者補佐（一級技士補）の確認書類についての記載を追加。

《令和3年度の主な変更点》

◆技術力（Z点）関係

主任技術者の資格+「一級技士補」（令和3年4月新設）の方を加点対象とする（4点）。

◆社会性等（W点）関係

・法定外労働災害補償制度に加入している場合の加点のうち、すべての「中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約」についても加点対象とする。

「建設業の経理の状況（W5）」の評価基準の見直し

・監査の受審状況における経理処理の適正を確認した旨の書類の提出について、経理に関して継続的に知識の向上に努めている者が適正を確認できるものとする。

・経理に関して継続的に知識の向上に努めている者が評価対象となる。

「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W10）」の審査項目を新設雇用する技術者・技能者の知識及び技術又は技能の向上に努めている業者を加点【技術者の継続教育（CPD）の取得状況・技能者の能力評価制度の水準】

◆解体工事業の技術者に関する経過措置コード（アルファベットコード）の廃止

1. 経過措置期間中は解体工事業の技術者とみなされる資格表

	経過措置期間中（～令和3年6月30日）		経過措置期間終了後（令和3年7月1日～）	
	コード	資格	コード	備考・要件
技術検定	1A	1級建設機械施工技士 ※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
	1B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種） ※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
	1C	1級土木施工管理技士【H27年度までの合格者】	13	「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要 ※2
	1D	2級土木施工管理技士（土木）【H27年度までの合格者】	14	「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要 ※2
	1E	2級土木施工管理技士（薬液注入）※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
	2A	1級建築施工管理技士【H27年度までの合格者】	20	「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要 ※2
	2B	2級建築施工管理技士（躯体）【H27年度までの合格者】	22	「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要 ※2
	4A	建設・総合技術監理（建設）	41	「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要 ※2
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	42	「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要 ※2
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
4D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）※1	—	解体工事業の技術者にはなれない	
5A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）※1	—	解体工事業の技術者にはなれない	
技能検定	5B	とび・とび工（2級）【合格後、とび工事に関し3年（H15年度以前の合格者は1年）以上の実務経験が必要】	57	合格後、解体工事に関し3年（H15年度以前の合格者は1年）以上の実務経験が必要 ※2
	6B	型枠施工 【2級の場合、合格後3年（H15年度以前の合格者は1年）以上の実務経験が必要】※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
	6C	ウエルポイント施工 【2級の場合、合格後3年（H15年度以前の合格者は1年）以上の実務経験が必要】※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
民間	7A	コンクリート圧送施工 【2級の場合、合格後3年（H15年度以前の合格者は1年）以上の実務経験が必要】※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
	6A	登録地すべり防止工事試験の合格者 【合格後、1年以上の実務経験が必要】※1	—	解体工事業の技術者にはなれない

令和3年7月から記載できません

※上記のとおり、令和3年7月以降解体工事業の技術者になれない資格があります。また、要件を満たす資格でも、平成27年度以前の合格者については、講習受講や実務経験の確認を行いますのでご注意ください。

2. 経過措置に関わらず解体工事業の技術者要件を満たす資格

	コード	資格
技術検定	13	1級土木施工管理技士 【H28年度以降の合格者】
	14	2級土木施工管理技士（土木）【H28年度以降の合格者】
	20	1級建築施工管理技士 【H28年度以降の合格者】
	21	2級建築施工管理技士（建築）【H27年度までの合格者は、「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要】
	22	2級建築施工管理技士（躯体）【H28年度以降の合格者】
技能検定	57	とび・とび工（1級）
民間	60	解体工事施工技士

●押印廃止(令和3年1月1日から)に伴う留意点

◎ 押印不要の書類(申請者の押印関係)

- ・ 経営規模等評価申請書
総合評定値請求書〔20001帳票〕
- ・ 001,002及び099資格の技術職員一覧表
- ・ 建設機械の保有状況一覧表
- ・ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

◎ 押印必要の書類

- ・ 経理処理の適正を確認した旨の書類 【公認会計士等の個人印】

※ 上記以外の書類のうち、関係機関が作成する証明書等
(その他審査項目(社会性等)関係書類)は従前どおりそのまま提出してください。

《令和2年度の主な変更点》

◆技術職員名簿に係る提出・提示書類の変更について

令和2年4月以降の審査分から、提出・提示書類が以下のとおり変更となります。
ご注意ください。

	変更前	変更後
技術職員	あらかじめ県に届け出られた「国家資格者等・監理技術者一覧表」「実務経験による主任技術者の届出書」等の情報に基づき審査	【経営事項審査時】 ①(国家資格等)合格証等の写しを提示 ②(所定学科卒業)卒業証明書等の写しを提示 ③(実務経験)「001,002及び099資格の技術職員名簿一覧表」(様式)を 2部 作成し提出
建設技能者 ※詳細は次頁	加対象外	登録基幹技能者と同等(レベル4)と評価される建設技能者には3点、技能士1級と同等(レベル3)と評価される建設技能者には2点の加点 【経営事項審査時】 能力判定(レベル判定)結果通知書を提示

※ 能力評価基準と建設業種の対応関係については、下表のとおりです。

能力評価基準	建設業種
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装

左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
P C 技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・レンガ・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C 技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木

※なお、法改正等により、年度途中で手引きが改正されることがあります。
最新の手引き等は山梨県 HP からダウンロードすることができます。

ホームページアドレス

https://www.pref.yamanashi.jp/kentai/keishin_tebiki.html

(山梨県 HP トップ > しごと・産業 > 建設業 > 資格・手続き > 経営事項審査 > 経営事項審査の手引きのダウンロード)

https://www.pref.yamanashi.jp/kentai/keishin_youshiki.html

(山梨県 HP トップ > しごと・産業 > 建設業 > 資格・手続き > 経営事項審査 > 経営事項審査の申請書(様式))

令和8年度 経営事項審査日程表

月	日	曜日	備考	月	日	曜日	備考
4月	16	木		11月	12	木	
	17	金			13	金	
	計：2日間				16	月	
5月	15	金			17	火	
	18	月			18	水	
	19	火			19	木	
	20	水			20	金	
	21	木		計：7日間			
	22	金		12月	15	火	
計：6日間			16		水		
6月	19	金			17	木	
	計：1日				18	金	
7月	16	木		計：4日間			
	17	金		1月	19	火	
計：2日間			20		水		
8月	17	月			21	木	
	18	火			22	金	
	19	水		計：4日間			
	20	木		2月	16	火	
	21	金			17	水	
	24	月			18	木	
計：6日間			19		金		
9月	14	月		計：4日間			
	15	火		3月	4	木	
	16	水			5	金	
	17	木		計：2日間			
	18	金		10月	15	木	
計：5日間			16		金		
10月	19	月			19	月	
	20	火			20	火	
	21	水			21	水	
	22	木			22	木	
	23	金			23	金	
	計：7日間						

※ 日程は、都合により変更する場合があります。

※ 令和8年度より、審査会場に変更がありました。

旧 恩賜林記念館 2階特別会議室



新 恩賜林記念館 1階東会議室

目 次

I. 経営事項審査制度について

1. 経営事項審査と入札参加資格審査	2
2. 経営事項審査の審査項目	3
3. 総合評定値(P)の請求	4
4. 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に必要な条件	4
5. 経営事項審査の有効期限と入札参加資格の関係	4

II. 申請方法について

1. 経営事項審査の申請先	7
2. 申請の日時及び場所	7
3. 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の流れ	7
4. 受審に当たっての留意点	8
5. 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に必要な書類	9
(1) 書類の種類及び説明	9
① 申請書類の説明	12
② 確認書類の説明	14
③ 完成工事高関係書類の説明	14
④ 技術者等関係書類の説明	14
⑤ その他の審査項目(社会性等)関係書類の説明	16
(2) 書類のまとめ方	20
6. 問い合わせ先	22
7. 申請用紙の取扱先	23
8. 審査手数料及び納入方法	23
9. 再審査の申立	23
10. 虚偽記載	24
11. 経営規模等評価の結果の公表	24

III. 各種一覧表

1. 大臣・知事コード番号表	26
2. 山梨県市町村コード番号表	26
3. 技術職員資格区分コード表	27
4. 受審を必要とする発注者一覧表(建設業法施行令第45条)	31

IV. 記載例及び記載要領

1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書〔20001 帳票〕	33
2. (別紙一) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高〔20002 帳票〕	38
3. (別紙二) 技術職員名簿〔20005 帳票〕	42
4. 001,002 及び 099 資格の技術職員名簿一覧表	45
5. (別紙三) その他の審査項目(社会性等)〔20004 帳票〕	46
6. (様式第3号) 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	49
7. (様式第4号) CPD 単位を取得した技術者名簿	50
8. (様式第5号) 技能者名簿	51
9. (様式第6号) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	52

10. (様式第7号)「建設技能者を大切にすゑる企業の自主宣言制度」に関する誓約書	54
11. (様式第2号)経理処理の適正を確認した旨の書類	55
12. 建設機械の保有状況一覧表	56
13. 建設機械に係る誓約書	57
14. 審査手数料 納付済証貼付書	58
15. 委任状	59
16. 決算期変更の記載例	60
17. 「資本性借入金」該当証明書	63
18. 「資本性借入金」とみなして取り扱ふことが可能なものと考えられる関係省庁等の制度	64

V. 総合評定値及び経営規模等評価点数の算出方法

1. 総合評定値の算出方法	66
2. 経営規模の評点(X)の算出方法	66
(1) 工事種類別年間平均完成工事高(X1)	66
(2) 自己資本額及び利益額(X2)	68
3. 経営状況の評点(Y)の算出方法	71
4. 技術力の評点(Z)の算出方法	71
5. その他の審査項目(社会性等)の評点(W)の算出方法	74

[凡例]

法令の略語は、次の例によります。

法＝建設業法

令＝建設業法施行令

規則＝建設業法施行規則

1. 経営事項審査制度について

1. 経営事項審査と入札参加資格審査

(1) 経営事項審査

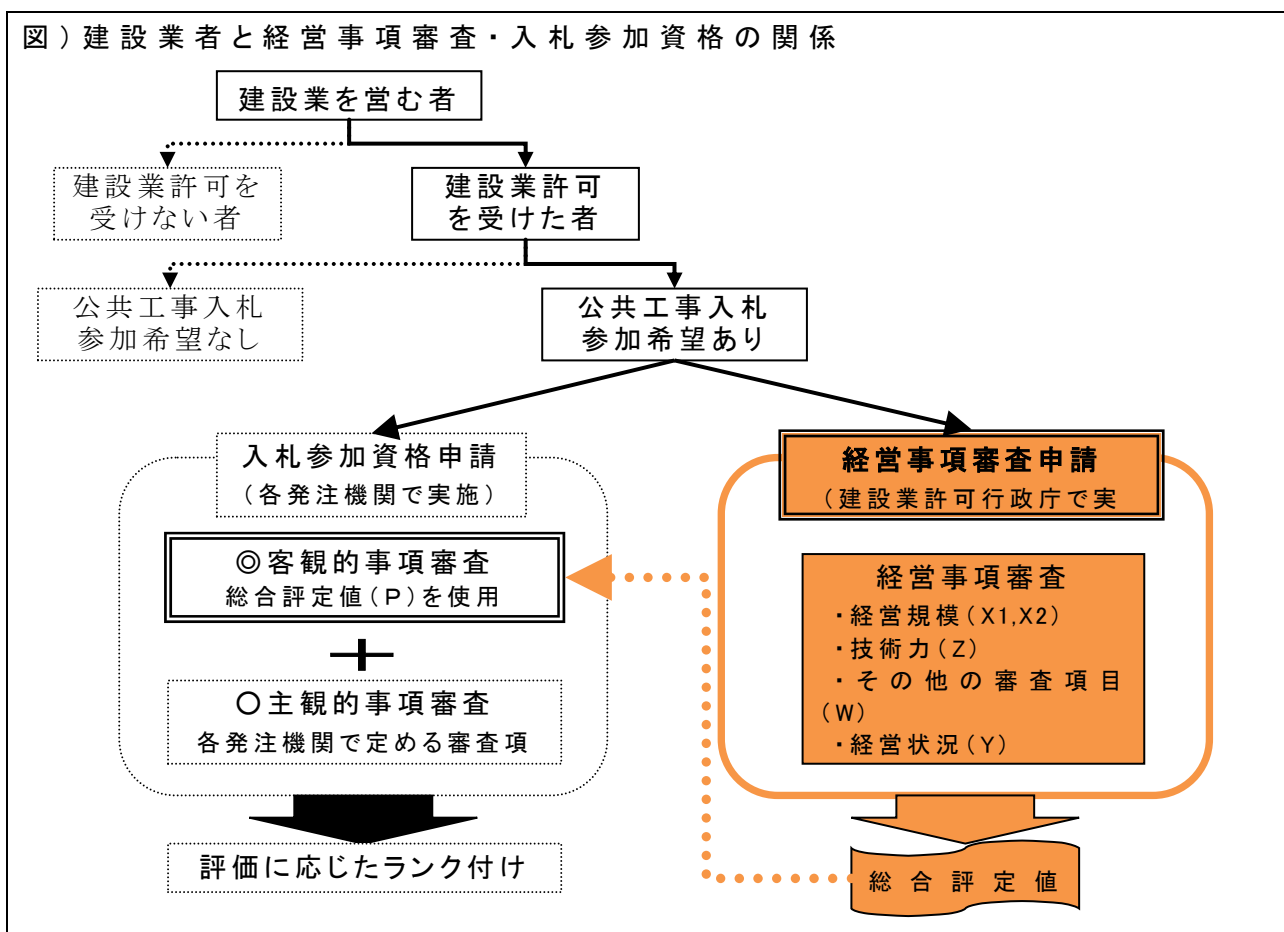
経営事項審査(経審)とは、国、都道府県、市区町村等が発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査をいいます(法第27条の23第1項)。

(2) 入札参加資格審査

公共工事は一般に競争入札の方法が採用されていますが、この入札には誰もが参加できるわけではなく、建設業許可を取得しているという前提のもとに、当該工事の入札に参加するに相応しい企業実態や施工能力を有しているかについて、事前に資格審査を受けなければなりません。

その資格審査は大きく分けると**客観的事項**と**主観的事項**の2つから構成されています。

分類	目的	審査内容
客観的事項	公共工事の発注機関において共通の審査項目として使用(経営事項審査の総合評定値)	建設業者の施工能力や経営内容の状況を客観的な指標により評価
主観的事項	各発注機関がそれぞれ判断基準を定め、各機関の個別の審査項目として使用	具体的な工事の性格、地域の実情等により評価



2. 経営事項審査の審査項目

経営事項審査の審査項目は法令により次のとおり定められています。

区 分	審 査 項 目	評 価 比 重 (%)	受 付 窓 口
1 経営規模等の客観的事項 (X・Z・W)			
(1) 経営規模	(X1) ・工事種類別完成工事高	25	山梨県県土整備部 県土整備総務課 建設業対策室
	(X2) ・自己資本額 ・利益額	15	
(2) 技術力 (Z)	・技術職員数(業種別) ・工事種類別元請完成工事高	25	
(3) その他の 審査項目 (W)	・建設工事の担い手の育成 及び確保に関する取組の状 況 ・建設業の営業継続の状況 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理の状況 ・研究開発の状況 ・建設機械の保有状況 ・国又は国際標準化機構が 定めた規格による認証又 は登録の状況	15	
2 経営状況 (Y)			
	・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・売上高経常利益率 ・総資本売上総利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュフロー ・利益剰余金	20	各登録経営状況 分析機関 (「Ⅱ. 申請の期日及び 方法等6. 問い合わせ 先」一覧参照)

3. 総合評定値(P)の請求

総合評定値(P)とは、経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定の結果に係る数値をいいます(法第27条の29第1項、規則第21条の3)。

総合評定値(P)を必要とする場合は、経営規模等評価及び経営状況分析の申請とは別に、山梨県知事(又は国土交通大臣)あてに総合評定値の請求をしなければなりません。

4. 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に必要な条件

審査日現在、審査を受けようとする建設業について許可を取得していること

- (1) 審査基準日(原則として、申請をする日の直前の事業年度の終了の日。以下同じ。)において許可があったものの、許可業種の一部廃業により**経営規模等評価申請書提出日(以下「審査日」という。)**において許可を喪失している業種については申請できません。
- (2) 上記(1)とは逆に、審査基準日において許可はなかったものの、新規許可や業種追加により**審査日において許可を取得している業種**については申請できます。
新たに建設業の許可を受け、当該許可後の営業年度終了の日より前の日に受審をする場合は、許可後に建設業許可通知書及び許可申請書副本を持参し、受審日時の予約を行ってください。
- (3) 工事の請負実績(完成工事高)のない業種であっても、審査日に許可がある限り申請できます。
- (4) 原則として、同一の審査基準日について複数回申請することはできず、**審査日直近以外の決算日を審査基準日として申請することもできません。**

5. 経営事項審査の有効期限と入札参加資格の関係

(1) 経営事項審査の有効期限

経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書(以下「結果通知書」という。)は審査基準日である**決算日から1年7カ月を経過した時点でその効力を失います。**

そのため、毎年公共工事を発注機関から直接請け負おうとする建設業者は、新たな決算日を迎える度、その決算日を審査基準日とする経営事項審査を受け続けていく必要があります(通常は決算日の属する月の翌月から起算して5か月後に受けることとなります。)

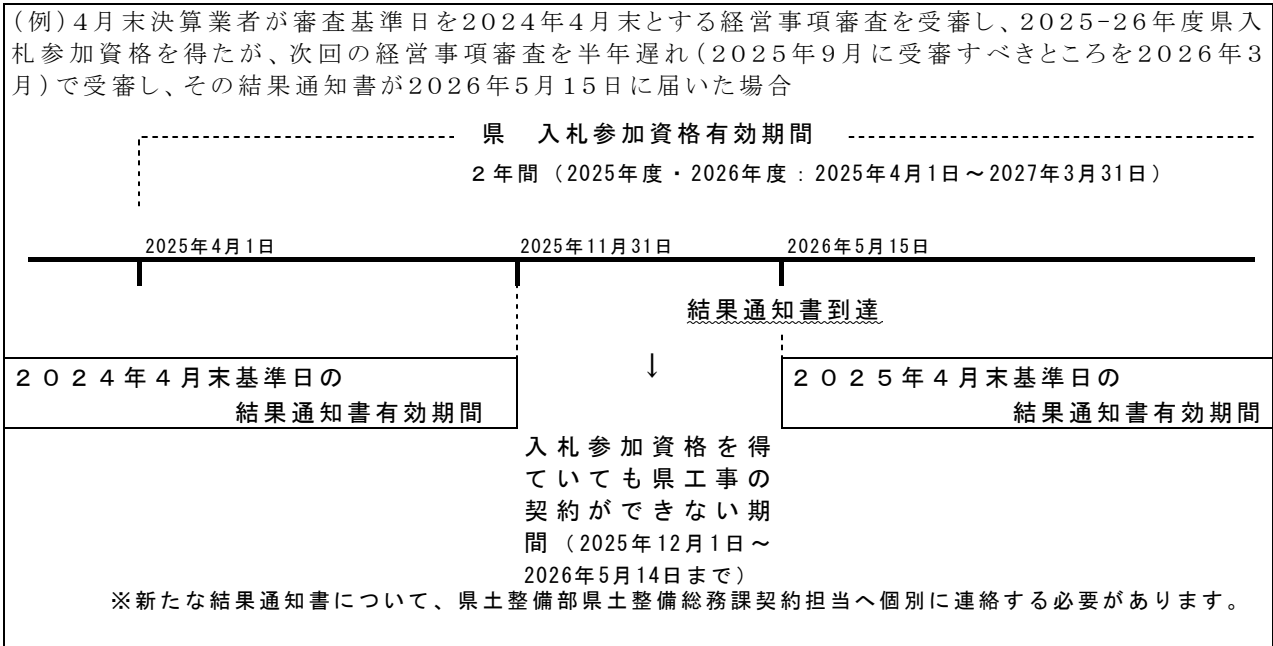
通常の審査日： 決算日（＝審査基準日）と経審受審日等の関係

決算日 (例)	決算変更届 提出期限	経審受審月	経審結果通知書 到達
	決算日から 4ヶ月以内	決算日から5ヶ月後の 月中の指定日	決算日から7ヶ月後の 月の中旬
2025/11/30	2026/ 3/31	2026/ 4	2026/ 6 中旬
2025/12/31	2026/ 4/30	2026/ 5	2026/ 7 中旬
2026/ 1/31	2026/ 5/31	2026/ 6	2026/ 8 中旬
2026/ 2/28	2026/ 6/30	2026/ 7	2026/ 9 中旬
2026/ 3/31	2026/ 7/31	2025/ 8	2026/10 中旬
2026/ 4/30	2026/ 8/31	2026/ 9	2025/11 中旬
2026/ 5/31	2026/ 9/30	2026/10	2026/12 中旬
2026/ 6/30	2026/10/31	2026/11	2027/ 1 中旬
2026/ 7/31	2026/11/30	2026/12	2027/ 2 中旬
2026/ 8/31	2026/12/31	2027/ 1	2027/ 3 中旬
2026/ 9/30	2027/ 1/31	2027/ 2	2027/ 4 中旬
2026/10/31	2027/ 2/28	2027/ 3	2027/ 5 中旬

※結果通知書の有効期限：決算日から1年7ヶ月

(2) 入札参加資格との関係

国又は公共団体等から入札参加資格を得ている場合であっても、「5. (1) 経営事項審査の有効期限」にあるとおり、直近の決算日を審査基準日とする結果通知書を取得しなければ、国又は公共団体等の発注機関から直接工事を請け負うことができなくなります。



II. 申請方法について

1. 経営事項審査の申請先

(1) 経営規模等評価(XZW)

山梨県知事許可業者は山梨県知事へ申請書類を提出します。なお、併せて総合評定値の請求を行う場合は、あらかじめ経営状況分析結果通知書を入手する必要があります。

(2) 経営状況分析(Y)

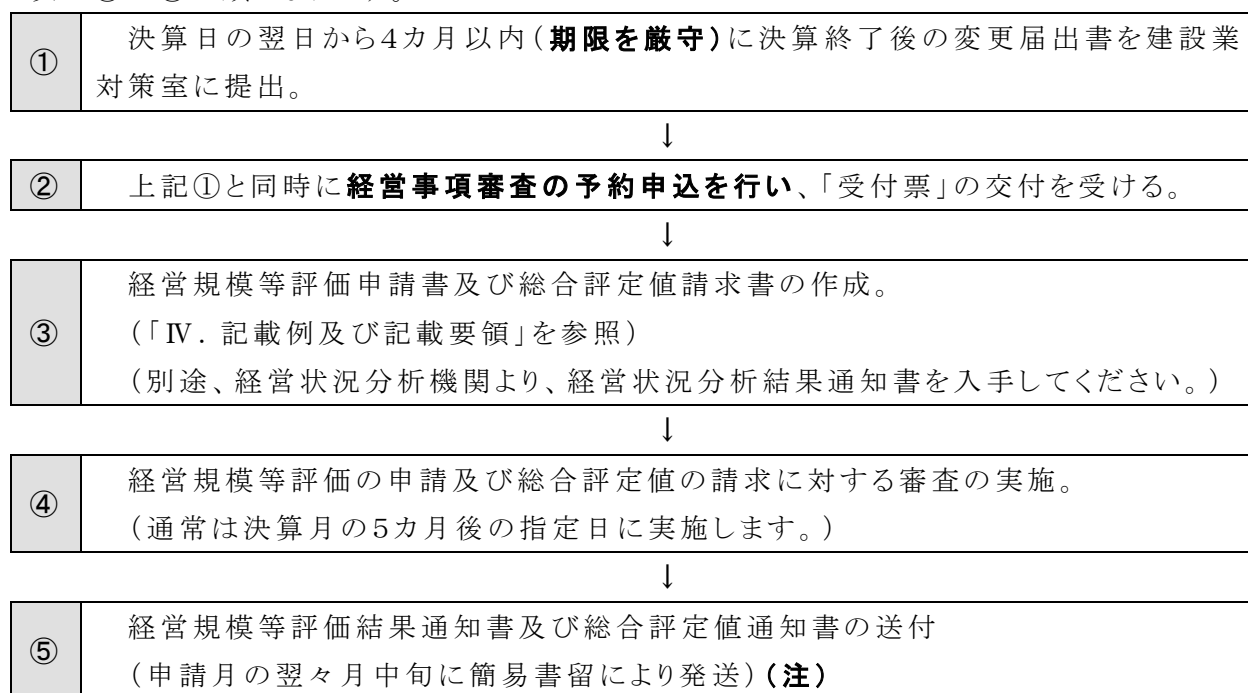
国土交通大臣の登録を受けた経営状況分析機関(登録機関)へ申請します。(「6. 問い合わせ先」の一覧参照)

2. 申請の日時及び場所

申請の日時及び場所は、決算終了後の変更届出書の提出時に交付される「**経営事項審査受付票**」(以下「**受付票**」)に記載のとおりです。

3. 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の流れ

次の①～⑤の順となります。



(注) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の再発行はできません。公共機関等への入札参加申請や工事請負契約の締結をする際の提出書類となるので、大切に保管してください。また、郵便局での保管期間経過により結果通知書が返送された場合であっても、再送付することはできません(結果通知書を建設業対策室まで受け取りに来ていただくことになります)。

4. 受審に当たっての留意点

- 審査日当日は時間厳守でお願いします(日時及び場所は受付票のとおりです)。
- 申請方法は、対面による申請、郵送による申請又は建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)による電子申請のいずれかになります。郵送申請の場合、原本提示が必要な書類については、写しを送付してください。
- 審査会場には、**申請内容を理解し、審査担当者からの質問に責任を持って応答でき、申請内容を補正できる権限をお持ちの方(注)**がお越してください。
- 総合評定値の請求には、経営状況分析結果通知書(原本)の提出が必要となりますので、審査日に間に合うように余裕をもってご用意ください。
- **不備のある申請書は受理できません。一度受理された書類の内容を変更することもできません。**書類の不備不足がないか十分に確認の上、審査に臨んでください。
また、**不備があり返却した申請書は、審査担当者の指定する期日までに提出の無い受理できません。**この場合、翌月以降に再度予約を取り、審査を受けなおしてください。
- **委託業務(除雪、樹木の維持管理(剪定)、除草、道路等の保守点検業務委託、調査目的のボーリング、埋蔵物発掘調査、清掃、雪囲い等)は、兼業事業売上高となります(完成工事高に計上した場合、決算終了後の変更届出書の修正提出や経営状況分析のやり直しが必要となります。)**
- 会計処理方法は、すべて「**消費税等の税抜処理方式**」で行います。審査により「**税込処理方式**」であると判明した場合は、**決算終了後の変更届出書の修正提出や経営状況分析のやり直しが必要となります。**なお、消費税等免税業者については税込でもかまいません。
- **契約書等が未整備の場合、その工事は完成工事高に含めることはできません。**
- 申請書類提出後に、「経営事項審査における完成工事高と技術職員数値の相関分析」により疑義業者として調査対象となった者には、追加の資料提出と説明を求めます。追加の資料及び説明が合理的なものでない場合、当該完成工事高を差し引く等の措置をとる場合があります。
- なお、申請書類受理後も審査は継続しています。受理後に内容確認等が必要な場合には、追加の書類等を提出していただくことがあります。それに伴い、申請内容を修正していただくことがあります。

(注) 審査担当者からの問いに責任を持って応答でき、申請内容を補正できる権限をお持ちの方

審査には、法人の場合は役員(監査役を除く。)、個人の場合は事業主本人又は事業専従者がお越しいただくか委任状(「IV.記載例及び記載要領 10.委任状」参照)をお持ちの行政書士の出席をお願いします。

また、本人であるかの確認を行いますので、運転免許証等の身分証明書を持参してください。

5. 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に必要な書類

(1) 書類の種類及び説明

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求にあたっては、内容の事実確認のため、審査時に提出若しくは提示を要する書類があります。当該書類は、以下の①から⑤までのとおりです。

なお、書類の順番等については、後の「(2) 書類のまとめ方」を参照してください。

① 申請書類(全て提出) (P.12～P.13参照)

No	書類	摘要
①-1	経営事項審査受付票	決算変更届提出時に交付されたもの
①-2	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書〔20001 帳票〕	正・副2部提出(①-9参照)
①-3	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高〔20002 帳票〕	正・副2部提出(①-9参照)
①-4	技術職員名簿〔20005 帳票〕	正・副2部提出(①-9参照)
①-5	001,002 及び 099 資格の技術職員名簿一覧表	正・副2部提出(①-9参照)
①-6	その他の審査項目(社会性等)〔20004 帳票〕	正・副2部提出(①-9参照)
①-7	審査手数料納付済証貼付書	手数料の額に過不足があると受け付けられません。
①-8	経営状況分析結果通知書	事前に経営状況分析機関(「6. 問い合わせ先」参照)から取得してください。
①-9	申請書類(上記①-2 から①-5 の書類)の副本	
①-10	消費税納税証明書(その1)	
①-11	外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書(該当する場合のみ)	事前に国土交通大臣に申請を行い、認定書の交付を受けてください。
①-12	「資本性借入金」該当証明書(該当する場合のみ)	事前に公認会計士等から証明を受けたもの

② 確認書類(全て原本提示) (P.14参照)

No	書類	摘要
②-1	前回経営規模等評価申請書の副本	再審査の副本を含む。
②-2	所得税の確定申告書の控え及び消費税確定申告書の控え	税務署の受付印又は電子申告受付済であることがわかる帳票のあるもの。

③ 完成工事高関係書類(全て提示) (P.14参照)

No	書類	摘要
③-1	審査対象営業年度分の決算終了後の変更届出書の副本	
③-2	審査対象事業年度の前(前々)審査対象営業年度の決算終了後の変更届出書	前年度経営事項審査を受審しなかった場合、又は工事経歴書に工事進行基準の適用がある場合に必要。
③-3	工事請負契約書 下請基本契約書 注文書及び請書(写) コリンズ登録内容確認書(竣工時)	工事請負契約書、下請基本契約書、注文書は原本、注文請書は写し。 ※郵送申請の場合は、全て写しを提示

④ 技術者等関係書類 (P.14~P.16参照)

No	書類	添付 /提示	摘要
④-1	技術職員の勤務確認書類(写)	提示	前回の申請において技術職員名簿に記載した技術職員については提示不要。
④-2	所得税の確定申告書(控え)	提示	
④-3	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	提示	当該決定通知書に20人以上の記載がある場合は、申請に係る技術職員の箇所が分かるように、印や番号を付するなどしてください。
④-4	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書	提示	前回申請時の審査基準日から今回の申請日までの間に年金事務所に届け出たもの。
④-5	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書	提示	
④-6	所得税源泉徴収簿又は賃金台帳	提示	・各月の職員毎の支給額明細が記載されているもの。 ・申請に係る技術職員の箇所が分かるように、印や番号を付したり、申請対象でない職員のものを除いたりしてください。 ・審査基準日から遡って12ヶ月分の状況を確認できるものであること。
④-7	監理技術者資格者証(写) 監理技術者講習修了証(写)	提示	審査基準日(決算日)時点で有効なものであること。
④-8	資格等の証明書類	提示	審査基準日(決算日)時点で有効であるもの(有効期間や講習受講の定めがなく、前回の申請時に提示している資格等については提示不要。)
④-9	建設技能者に係る書類	提示	能力評価(レベル判定)結果通知書。
④-10	基幹技能者講習修了証(写)	提示	審査基準日(決算日)時点で有効であるもの。
④-11	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	提出	様式第3号。

⑤ その他審査項目(社会性等)関係書類 (P.16~P.20参照)

No	書類	添付 /提示	摘要
⑤-1	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	提出	項番41の証明書類
⑤-2	退職一時金制度の加入を証する書類	提出	項番42の証明書類 (いずれか一方で可)
⑤-3	企業年金制度の加入を証する書類	提出	項番42の証明書類 (いずれか一方で可)
⑤-4	法定外労働災害補償制度の加入を証する書類	提出	項番43の証明書類(民間の労働災害保険の場合は、保険証券の写し等。)
⑤-5	CPD単位取得及び技能レベル向上者を証する書類 CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号) 技能者名簿(様式第5号)	提出	項番46、47の証明書類(受講証明書等の写し、能力評価(レベル判定)結果通知書の写し)、様式第4号及び第5号、
⑤-6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を証する書面(各えるぼし)(写)	提出	項番48の証明書類
⑤-7	次世代育成支援対策推進法に基づく認定を証する書面(各くるみん)(写)	提出	項番49の証明書類
⑤-8	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を証する書面(ユースエール)(写)	提出	項番50の証明書類
⑤-9	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	提出	項番51の誓約書類(様式第6号)

⑤-10	建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度において宣言していることを証する書面及び宣言した取り組みを取組開始日以降行う又は行っていることを誓約する書面	提出	項番52の証明書類及び誓約書類(様式第7号)
⑤-11	防災協定締結を証する書類	提出	項番55の証明書類
⑤-12	監査の受審状況を証する書類	提出	項番58の証明書類
⑤-13	建設業経理事務士等合格証(1~2級)等	提示	項番59、60の証明書類 公認会計士等の資格証を含む。
⑤-14	建設機械保有状況一覧表、前回申請時の建設機械保有状況一覧表(県の受付印のあるもの)、売買契約書等の写し、特定自主検査記録表・移動式クレーン検査証・自動車検査証の写し及びカタログの写し	提出 提示	項番62の書類 建設機械保有状況一覧表を提出、それ以外の書類を提示。
⑤-15	エコアクション21に関する認定を証する書面(写)	提出	項番63の証明書類
⑤-16	ISO9001登録証明書(写)	提出	項番64の証明書類
⑤-17	ISO14001登録証明書(写)	提出	項番65の証明書類

① 申請書類の説明(全て提出)

【①-1】 経営事項審査受付票 (はがきサイズ)

- 1) 審査会場及び日時等が記載されたもので、決算変更届提出時等に交付しています。
- 2) 住所、商号等を記入して(ゴム印可)、審査会場の受付時に提出してください。
- 3) 電子申請の場合は、提出不要です。

【①-2】 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書〔20001 帳票〕

- 1) 記載例及び記載要領は「IV. 記載例及び記載要領」参照。

【①-3】 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高〔20002 帳票〕

- 1) 決算終了後の変更届出書に添付した工事経歴書の合計額に基づき記入してください。
- 2) 記載例及び記載要領は「IV. 記載例及び記載要領」参照。

【①-4】 技術職員名簿〔20005 帳票〕

- 1) 記載対象となる技術者は、審査基準日(決算日)時点で、資格要件(資格に合格している、一定の実務経験年数を有する等)を満たし、6ヶ月を超える(6ヶ月+1日以上(下表参照))在籍期間を有し、常勤している技術職員とします。※
- 2) 営業所技術者を氏名の50音順に記載し、続けて営業所技術者以外の技術者を氏名の50音順で記載してください。役職、入社日、年齢等にかかわらず氏名の50音順としてください。
- 3) 記載例及び記載要領は「IV. 記載例及び記載要領」参照。

【6ヶ月+1日の考え方】

- (1) 審査基準日(決算日)の前日を起算日とする。
- (2) 起算日の6ヶ月前の月の応答日の翌日を6ヶ月前とする。
ただし、応答日が存在しない場合には翌月の初日を6ヶ月前とする。
- (3) 6ヶ月前の前日を6ヶ月と1日前とする。

審査基準日(決算日)	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
2025/ 11/30	2025/11/29	2025/ 5/30	2025/ 5/29
2025/ 12/31	2025/12/30	2025/ 7/ 1	2025/ 6/30
2026/ 1/31	2026/ 1/30	2025/ 7/31	2025/ 7/30
2026/ 2/28	2026/ 2/27	2025/ 8/28	2025/ 8/27
2026/ 3/31	2026/ 3/30	2025/10/ 1	2025/ 9/30
2026/ 4/30	2026/ 4/29	2025/10/30	2025/10/29
2026/ 5/31	2026/ 5/30	2025/12/ 1	2025/11/30
2026/ 6/30	2026/ 6/29	2025/12/30	2025/12/29
2026/ 7/31	2026/ 7/30	2026/ 1/31	2026/ 1/30
2026/ 8/31	2026/ 8/30	2026/ 3/ 1	2026/ 2/28
2026/ 9/30	2026/ 9/29	2026/ 3/30	2026/ 3/29
2026/10/31	2026/10/30	2026/ 5/ 1	2026/ 4/30
2026/ 4/ 1	2026/ 3/31	2025/10/ 1	2025/ 9/30
2026/10/ 1	2026/ 9/30	2025/ 3/31	2025/ 3/30
2026/ 6/15	2026/ 6/14	2025/12/15	2025/12/14

※育休・産休・介護休・傷病休等を取得する技術職員については、就業規則での当該当該制度の導入及び対象技術職員の当該休暇の取得を証明する書類(健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申請書、産前産後休業取得者申出書、休業補償給付支給請求書等)が確認できる場合に名簿搭載可とします(当該休暇の取得が確認できる書類等の写しを提示してください。)。この場合でも、審査基準日(決算日)時点で資格要件を満たしており、6ヶ月を超えて(6ヶ月+1日以上(上表参照))在籍している技術職員である必要があります。

【①-5】 001,002 及び 099 資格の技術職員名簿一覧表

- 1) 【①-4】の技術職員名簿の中に、001,002 及び 099 のいずれかの有資格者を記載している場合に、対象技術職員について記載してください。
- 2) 記載例及び記載要領は「IV. 記載例及び記載要領」参照。

【①-6】 **その他の審査項目(社会性等)[2004 帳票]**

- 1) 審査基準日時点の加入状況等について記載してください。
- 2) 記載例及び記載要領は「IV. 記載例及び記載要領」参照。

【①-7】 **審査手数料納付済証貼付書**

- 1) 手数料の額については「8. 審査手数料及び納付方法」を参照し、金額に間違いがないよう貼付してください。金額に間違いがある場合、申請を受け付けることはできません。

【①-8】 **経営状況分析結果通知書**

- 1) 総合評定値の請求をする際に必ず必要になります。審査日前日までに登録経営状況分析機関(「6. 問い合わせ先 経営状況分析の申請」参照)からの通知がお手元に届くよう、時間的余裕をもって経営状況分析の申請を済ませてください。
- 2) 必ず**原本**を提出してください。

【①-9】 **申請書類(①-2 から①-6 の書類)の副本**

- 1) 【①-2】から【①-6】の帳票については、経審申請時に計2部(正本1部、副本1部)の提出が必要です。
- 2) 正本は直接記入したもの又は印刷したものとします。副本はその写しとしてください。

【①-10】 **消費税納税証明書(その1)**

- 1) 審査対象決算期の証明であることが必要です。
- 2) **消費税免税業者も提出してください**(ただし、設立後、決算期を1度も迎えていない場合は不要)。
- 3) 必ず納税証明書の**(その1・納税額等証明用)**を提出してください。

【①-11】 **外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書**

- 1) 審査日前日までに国土交通大臣からの認定書がお手元に届くよう、時間的余裕をもって国土交通大臣に対して申請を済ませてください。
- 2) 外国子会社の経営実績の評価を希望する建設業者は、直接、国土交通省土地・建設産業局建設業課に認定の申請をしてください。
また、当該制度による認定に係る質問等については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課に直接お問い合わせください。

【認定申請書の提出先及び問い合わせ先】
国土交通省不動産・建設経済局 建設業課
電話番号(代表): 03-5253-8111

【①-12】 **「資本性借入金」該当証明書**

【経営事項審査における「資本性借入金」の取扱】

- 1) 経営規模等評価申請書(様式第二十五号の十四)の項番17「自己資本額」に、「資本性借入金」(「資本性借入金」該当証明書における「自己資本と扱う額」)を加算して記載してください。審査対象「2. 2期平均」を選択した場合は、「基準決算」と「直前の審査基準日」の自己資本額に、それぞれの事業年度の「資本性借入金」を加算します。

【申請方法】

- 1) 公認会計士等(※)から指定様式において資本性借入金に該当する借入金であること等の証明を受ける。
- 2) 経営状況分析申請において、余白に資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を記載した経営状況分析申請書等とともに、証明書の写し・契約書の写し等を登録経営状況分析機関に提出する。(経営状況分析申請時の詳細については、各分析機関に確認してください。)
- 3) 経営規模等評価申請書の自己資本額(項番17)において、資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を加算した自己資本額を記載し、経営状況分析機関に提出した該当証明書の写しを添付して、経営事項審査を申請してください。

※公認会計士、税理士、建設業経理士1級(登録経理試験の1級試験に合格した者、登録経理講習の1級講習を受講した者)

また、当該制度について、詳しくは国土交通省ホームページ「資本性借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて(令和7年7月1日)」をご確認ください。

② 確認書類の説明(全て原本提示) ※郵送申請の場合は写しを提示

【②-1】 前回経営規模等評価申請書の副本

- 1) 建設業対策室受付印のあるもの。
- 2) 前回は電子申請で行い、今回を対面審査で申請する場合には、電子申請に係る申請書一式を出力し、建設業対策室まで持参してください。内容を確認して受付印を押印しますので、当該書類を前回経営規模等評価申請書の副本としてください。

【②-2】 法人税の確定申告書控え及び消費税の確定申告書控え

- 1) 免税業者の場合は不要です。
- 2) 申告受付済であることがわかる帳票のあるもの。

③ 完成工事高関係書類の説明(全て原本提示) ※郵送申請の場合は写しを提示

【③-1】 審査対象営業年度分の決算終了後の変更届出書の副本

- 1) 建設業対策室受付印のあるもの。
- 2) 前回は電子申請で行い、今回を対面審査で申請する場合には、電子申請に係る申請書一式を出力し、建設業対策室まで持参してください。内容を確認して受付印を押印しますので、当該書類を前回経営規模等評価申請書の副本としてください。

【③-2】 前(前々)審査対象営業年度の決算終了後の変更届出書副本(該当する場合のみ)

- 1) 前(前々)審査対象営業年度における完成工事高を計上する場合は、該当する営業年度の決算終了後の変更届出書(建設業対策室受付印のあるもの)を提示してください(この場合の決算終了後の変更届出書は消費税等抜きで処理されていなければなりません。また、該当する営業年度分の【②-2】及び【③-3】の書類についても提示してください。)
- 2) 工事進行基準等の適用がある場合、その工事について全期間に渡って確認できる分の決算終了後の変更届出書を提示してください。

【③-3】 工事請負契約書、下請基本契約書・注文書・請書の写し、コリンズ登録内容確認書(竣工時登録)

- 1) 審査対象営業年度内に完成した決算終了後の変更届出書に記載の工事(工事進行基準の適用がある工事を含む。)のうち、審査を受けようとする業種に関する工事の請負契約書等を、民間元請・下請の区分ごとに金額の大きい上位5件について提示してください。
- 2) 公共工事の元請分に係る請負契約書等については提示不要とします。ただし税込4500万円以上(建築一式工事については、税込9000万円以上)の公共工事で発注機関との契約上コリンズ登録が義務づけられている工事の元請けとなった場合については、コリンズ登録内容確認書の竣工時登録を提示してください。

④ 技術者等関係書類の説明

【④-1】 技術職員の常勤確認書類(写)※新規掲載者のみ

- 1) 技術職員名簿に記載した技術職員の勤務が確認できる書類の写しを提示してください(下記いずれか1つ)。
 - ① 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
 - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書
 - ③ 加入年月日が分かる厚生年金加入証明書
- 2) 個人事業者の家族従業員については【④-2】所得税の確定申告書控え等により確認します。
- 3) 前回の申請時に技術職員名簿に記載した技術職員については提示不要です。
- 4) その他、必要に応じて他の書類でも認められる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【④-2】 所得税の確定申告書控え

- 1) 個人事業主の場合に必要となります。事業主自身の所得税確定申告書控えを提示してください。
- 2) 申告受付済であることがわかる帳票のあるもの。

【④-3】健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

- 1) 毎年7～9月頃に年金事務所から送付される当該決定通知書(年金事務所の確認印があるもの)の写しを提示してください。
- 2) 当該決定通知書に20人以上の記載がある場合は、申請に係る技術職員の箇所が分かるように、印や番号を付するなどしてください。

【④-4】健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書

- 1) 前回申請時の基準日から申請日までの間に年金事務所に届け出た資格取得届に基づいて送付された資格取得決定通知書(年金事務所の確認印があるもの)の写しがある場合は提示してください。
- 2) 当該決定通知書に20人以上の記載がある場合は、申請に係る技術職員の箇所が分かるように、印や番号を付するなどしてください。

【④-5】健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書

- 1) 前回申請時の基準日から申請日までの間に年金事務所に届け出た資格喪失届に基づいて送付された資格喪失決定通知書(年金事務所の確認印があるもの)の写しがある場合は提示してください。

【④-6】所得税源泉徴収簿又は賃金台帳

- 1) 審査基準日から遡って12ヶ月分の状況を確認できるもので、各月の支給明細が職員毎に記載されているものを提示してください。
- 2) 申請に係る技術職員の箇所が分かるように、印や番号を付したり、申請対象でない職員のものを除いたりしてください。

【④-7】監理技術者資格者証(写)・監理技術者講習修了証(写)

- 1) 1級資格者でかつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証をともに保有している場合はその写しを提示してください(監理技術者資格者証に記載所属建設業者に変更があった場合は、所属建設業者を書き換えの上、裏面写しを併せて提示してください。)
- 2) 修了年月日が審査基準日以前の日付かつ審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年(1月1日)から5年以内に含まれているものを提示してください。

【④-8】資格等の証明書類

- 1) 有資格区分の証明書類を提出・提示してください。
 - ① 国家資格等について証明する場合は、合格証明書(合格通知書)等の写しを提示してください。
 - ② 所定学科卒業について証明する場合は、履修学科の明記された卒業(修了)証明書等の写しを提示してください。
 - ③ 実務経験について証明する場合は、有資格区分 001,002 及び 099 の場合のみ「001,002 及び 099 資格の技術職員名簿一覧表」(様式)を2部(1部は返却します)作成し、提出してください。
 ※原則として実務経験証明書は不要ですが、必要に応じて提出を求め場合があります。
 ※電気工事業及び消防施設工事業の実務経験については、電気工事士法、消防法等の趣旨に鑑み、原則として認められません。
- ④ 監理技術者補佐(1級技士補)の対象者及び証明書類は、下表のとおりです。

対象者	証明書類
主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者	主任技術者となれる資格の合格証等の写し(または卒業証明書(該当する場合)+実務経験証明書の写し)+1級1次検定の合格証明書(合格通知書)の写しの提示。
監理技術者要件を満たす者※	監理技術者資格者証が交付されている場合は、監理技術者資格者証の表面の写しの提示。交付されていない場合は、卒業証明書の写し(該当する場合)+実務経験証明書の写し+指導監督的実務経験証明書の写しの提示。
国土交通大臣特別認定者	認定書の写しまたは監理技術者資格者証の表面の写しの提示。

- ⑤ 技能検定の一次試験合格後の実務経験について証明する場合は、合格証明書(合格通知書)等の写し及び実務経験証明書を提示してください(令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請で適用)。
 ※実務経験によって監理技術者要件を満たすことができる業種は、指定建設業(土木、建築、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種)を除く22業種に限られます。
- 2) 前回申請時に技術職員名簿に記載した技術職員については提示不要ですが、新たに取得した資格、

有効期間の定めのある資格（【003】、【004】、【005】の主任技術者となれる資格、【064】）、講習の受講が義務付けられている資格（【155】、【168】、【169】）等は提示が必要です。

※各資格については技術職員資格区分コード表を参照。

【④－９】 建設技能者に係る書類

1) 能力評価実施機関が発行する能力判定（レベル判定）結果通知書を提示してください。

【④－10】 基幹技能者講習修了証(写)

1) 平成20年4月1日以降に、国土交通大臣の登録を受けた講習機関が行う講習を受講することが必要です。
2) 審査基準日（決算日）時点で有効であるものを提示してください。

【④－11】 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

1) 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合は、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）を提出してください（記載例参照）。常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写しも提示してください。

④ その他の審査項目（社会性等）関係書類の説明

【⑤－1】 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

1) 審査基準日（決算日）時点の加入を確認できるものが必要です。

【⑤－2】 退職一時金制度の加入を証する書類（次のいずれか）

1) 審査基準日（決算日）時点の加入を確認できるもので、次のいずれかが必要です。

書 類	対象となる退職一時金制度
退職金共済契約証明書（中退金）	中小企業退職金共済法に基づく退職金共済
加入証明書（特退金）	所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済契約が締結されている場合
労働基準監督署の受付印のある就業規則（写しの提出）	労働基準法に定める就業規則に退職一時金についての定めがある場合（表紙、労働基準監督署の受付印部分及び退職金制度の記載部分の写しを提出）

【⑤－3】 企業年金制度の加入を証する書類（次のいずれか）

1) 審査基準日（決算日）時点の加入を確認できるもので、次のいずれかが必要です。

書 類	提出	企業年金制度の種類
・各種厚生年金基金加入証明書	原本	各種厚生年金基金
・保険証券と約款の原本 ・審査基準日前の直近の掛金振込みに係る領収書等	写し	法人税法第84条に規定する適格退職年金契約が締結されている場合
・取り扱い保険会社の加入証明書	原本	同上
・厚生労働大臣の承認通知書 ・確定拠出年金管理機関との契約書 ・審査基準日前の直近の掛金振込みに係る領収書等	写し	確定拠出年金（企業型）
・企業年金基金の発行する加入証明書	原本	確定給付企業年金（基金型企業年金）
・資産管理運用機関の発行する加入証明書	原本	確定給付企業年金（規約型企業年金）

※ 「【⑤－2】退職一時金制度」及び「【⑤－3】企業年金制度」共に該当がある場合は、いずれか片方の加入が分かる書類を提出してください。

【⑤－4】 法定外労働災害補償制度の加入を証する書類（次のいずれか）

1) 審査基準日（決算日）時点の加入を確認でき、かつ下の【加点対象として認められるための要件】のすべてを満たしていることが明記されているいずれかのものが必要です。

書 類	法定外労働災害補償制度
「建設労災補償共済制度」加入証明書	（公財）建設業福祉共済団「建設労災補償共済保険」（A4サイズの紙に原本を貼付して提出してください。）
「全国建設業労災互助会」加入証明書兼領収書	（一社）全国建設業労災互助会「労災上積み補償制度」

「労働災害補償共済契約」加入者証書	全日本火災共済協同組合連合会「労働災害補償共済契約」
「労保連労働災害保険」加入証明書	(一社)全国労働保険事務組合連合会「労保連労働災害保険」
保険証券の写し又は加入証明書(下記【経審上加入「有」として認められるための要件】参照)	民間の労働災害保険

【加点対象として認められるための要件】

以下の①～③のすべてに該当することが必要です。

No	要件
①	業務災害と通勤災害(出勤及び退勤中の災害)のいずれも対象とすること。
②	直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあってはすべての下請負人)の直接の使用関係にあるすべての職員を対象とすること。
③	少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害のすべてを対象とすること。

保険証券に上記の3要件が明記されていない場合は、保険会社から上記の3要件が明記された加入証明書の発行を受け提出してください(保険代理店による証明は不可。支社長等(各県を統括する組織の長や各県又は関東甲信越に一つある支店の支社長等)の会社印をもって証明したものに限り。約款は不可。)

【⑥-5】 CPD単位取得及び技能レベル向上者を証する書類

- 1) 技術者が審査対象年(審査基準日以前1年間)に取得したCPD単位数を証する書面(受講証明書)等の写しを提出してください。
- 2) 技能者の能力評価実施団体は国土交通省ホームページにより確認してください。
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/nouryokuhyouka_otoiawase.html
- 3) 審査基準日以前3年以内に、評価レベルが1以上向上(レベル1から2等)した技能者の能力評価結果通知の写しを提出してください。
- 4) 技能者の常勤性の確認資料については、技能者に関する【④-1】、【④-3】、【④-4】、【④-5】、【④-6】の書類を提示してください。
- 5) 審査基準日の3年前の日以前にレベル4評価を受けていた者は、控除対象者数に記載してください。
- 6) 様式第4号及び第5号については、以下の①と②のいずれかに該当する場合には、該当しない様式も含めて、両方とも提出してください。
 - ① 審査対象年(審査基準日以前1年間)にCPD単位を取得した技術職員がいる場合。
 - ② 審査基準日以前3年間に受けた評価が、審査基準日の3年前の日以前に受けた評価よりレベルが1以上向上(レベル1から2等)した技能者がいる場合。

【⑤-6】 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を証する書面(各えるぼし)(写)

- 1) 「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の認定を受けていることを証する書面の写しを提出してください。
- 2) 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は加点の対象にはなりません。

【⑤-7】 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を証する書面(各くるみん)(写)

- 1) 「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の認定を受けていることを証する書面の写しを提出してください。
- 2) 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は加点の対象にはなりません。

【⑤-8】 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を証する書面(ユースエール)(写)

- 1) 「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の認定を受けていることを証する書面の写しを提出してください。
- 2) 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は加点の対象にはなりません。

【⑤-9】 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書

- 1) 審査対象工事(①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事)
 - ① 日本国内以外の工事
 - ② 建設業法施行令で定める軽微な工事※1
 - ③ 災害応急工事※2

- ※1 工事一件の請負代金の額が500万円に満たない工事(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事又は建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事)
- ※2 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

2) 該当措置

- ① 建設キャリアアップシステム(CCUS)上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書及び同意書の提出

※ 直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

【⑤-10】建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度において宣言していることを証する書面及び宣言した取り組みを取組開始日以降行う又は行っていることを誓約する書面

- 1) 審査基準日において、国土交通省が実施する建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言を行っていることを証する書面の写しを提出してください。
※この書面は国土交通省の建設技能者を大切にせる企業の自主宣言ホームページにおける各宣言企業の詳細ページから宣言内容をダウンロードすることで取得できます。
- 2) 様式第7号による誓約書を提出してください。なお、この誓約書を提出したにもかかわらず、自主宣言制度における取組開始日到来後、宣言した取り組みを行っていない場合は虚偽申請として建設業法に違反するおそれがありますので注意してください。

【⑤-11】防災協定締結を証する書類

- 1) 審査基準日(決算日)時点の状況を確認できるもので、次のいずれかが必要です。

提出書類	摘要
協定書の写し	直接、国や地方公共団体等と防災協定を締結している場合
団体が発行する証明書	所属している団体が国や地方公共団体等と防災協定を締結している場合

- ※ 国や地方公共団体等と防災協定を締結していることが必要です。締結していない場合は対象外です。
- ※ なお、防災協定締結の有無については、所属している団体等に確認してください。

【⑤-12】監査の受審状況を証する書類(次のいずれか)

- 1) 審査基準日(決算日)時点の状況を確認できるもので、次のいずれかが必要です。

提出書類	摘要
有価証券報告書の写し又は監査報告書の写し	会計監査人を設置している場合
会計参与報告書の写し	会計参与を設置している場合
「経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号)」 (「IV. 記載例及び記載要領」参照)	社内で雇用する公認会計士、税理士、登録経理士 講習実施機関に登録された1級登録経理士等

【⑤-13】建設業経理事務士等合格証(1級~2級)等

- 1) 公認会計士、税理士として登録されていることがわかる書面の写し又は一級、二級登録経理試験合格者の合格証明書等(ロ該当者は合格証明書の写し、ハ該当者は登録経理講習の修了証の写し)を提示してください。なお、審査基準日(決算日)時点で要件を満たしていることが必要です。
 - イ 公認会計士又は税理士であって、国土交通大臣の定めるところにより、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を受けたもの
 - ロ 登録経理試験に合格した者であって、合格日の属する年度の翌年度の開始日から起算して5年を経過しないもの
 - ハ 登録経理講習を受講した者であって、受講日の属する年度の翌年度の開始日から起算して5年を経過しないもの
- 二 イ~ハに掲げる者と同等以上と認める者は以下のとおりとなります。
 - ・登録経理試験1級又は2級に合格した後、(一財)建設業振興基金が実施する講習を受講した者で、受講日の属する年度の翌年度の開始日から起算して5年を経過しないもの
 - ・公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始日から起算して1年を経過しないもの
- 2) 建設業経理事務士等の常勤性の確認資料については、技能者に関する【④-1】、【④-3】、【④-6】の書類を提示してください。

【⑦-14】建設機械保有状況一覧表、昨年度の建設機械保有状況一覧表、売買契約書等の写し、特定自主検査記録表の写し、移動式クレーン検査証の写し、ダンプ車の自動車検査証記録事項の写し及びカタログの写し

1) 評価対象となる建設機械は以下のとおりです。

機械の種類	性能等
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
ダンプ車	自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車
アスファルトフィニッシャー	自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルトフィニッシャー」と記載されている大型特殊自動車
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの
不整地運搬車	
高所作業車	作業床の高さが2メートル以上のもの
締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
解体用機械	ブレーカ(ブレーカユニットのアタッチメントを有するもの)、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機

2) 以下の書類を、加点の上限(15台)の範囲内で提出/提示してください。

書類	提出/提示	摘要
建設機械保有状況一覧表(2部)	2部提出(1部は副本用に押印して返却します)	(「IV. 記載例及び記載要領」参照)
昨年度の建設機械保有状況一覧表	1部提示(返却します)	昨年度の審査で提示した山梨県の押印があるもの当該一覧表に記載のある建設機械について、その内容に変更等がない場合、売買契約書の写し又はリース契約書の写しの提示は原則不要
売買契約書の写し又はリース契約書の写し	1部提示(返却します)	リース契約については、審査基準日時点でリース期間が1年7ヶ月以上のもので(審査基準日時点でリース期間が1年7ヶ月未満のものについては、建設機械に係る誓約書(県HPに様式有り)も別途提出)
特定自主検査記録表の写し	1部提示(返却します)	ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械、解体用機械及び不整地運搬車が対象 審査基準日以前1年以内の検査を確認できるものであること。
移動式クレーンの検査証の写し	1部提示(返却します)	審査基準日以前1年以内の検査を確認できるものであること。
ダンプ車及びアスファルト・フィニッシャーの自動車検査証記録事項の写し	1部提示(返却します)	初度登録年月が審査基準日以前かつ審査基準日が有効期間の満了する日以前であること。 自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって土砂等の運搬に供される貨物自動車(なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点対象外)及び「アスファルト・フィニッシャー」と記載されている大型特殊自動車 不正防止のため、リース契約及び割賦販売で支払いを終了していないものを除き、所有者欄(使用者欄ではない)が申請者名義となっていること。
カタログの写し	1部提示(返却します)	対象建設機械の全体像、型式及び仕様が確認できる部分を抜粋したもの

※ 売買契約書の代替書類として、(一社)日本建設機械工業会が定める統一譲渡証明書の写し、有

効期間内の自動車検査証記録事項の写し及び各建機メーカーの正規販売代理店が発行した販売証明書の写しでも確認できます。また、昨年度の建設機械保有状況一覧表と内容に変更のない建設機械については、売買契約書等の提示を省略することができます。

※ 昨年度の建設機械保有状況一覧表に記載のない建設機械（新規購入等）については売買契約書等の提示、審査基準日におけるリース期間が1年7ヶ月未満の建設機械については建設機械に係る誓約書（県 HP に様式有り）の提出が別途必要となります。

【⑤-15】 エコアクション21に関する認定を証する書面(写)

- 1) 審査基準日(決算日)時点で有効であるもの。
- 2) (一財)持続性推進機構において認証されていることを証する書面の写しを提出してください。
- 3) 認証範囲に建設業が含まれていない場合は加点の対象になりません。
- 4) 認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は加点の対象になりません。

【⑤-16】 ISO9001登録証明書(写)

- 1) 審査基準日(決算日)時点で有効であるもの。
- 2) (公財)日本適合性認定協会又は(公財)日本適合性認定協会と相互認証している認定機関において認証されたものであること。
- 3) 認証範囲に建設業が含まれていない場合は加点の対象になりません。
ただし、建設業が含まれていれば、経審を受けようとする業種と無関係の業種であっても加点の対象となります。
- 4) 登録証明書で認証範囲が確認できない場合は、別途認証範囲を確認できる書類の写しの提出が必要となります。
- 5) 認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は加点の対象になりません。

【⑤-17】 ISO14001登録証明書(写)

- 1) 審査基準日(決算日)時点で有効であるもの。
- 2) (公財)日本適合性認定協会又は(公財)日本適合性認定協会と相互認証している認定機関において認証されたものであること。
- 3) 認証範囲に建設業が含まれていない場合は加点の対象になりません。
ただし、建設業が含まれていれば、経審を受けようとする業種と無関係の業種であっても加点の対象となります。
- 4) 登録証明書で認証範囲が確認できない場合は、別途認証範囲を確認できる書類の写しの提出が必要となります。
- 5) 認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は加点の対象になりません。

(2) 書類のまとめ方

経審の提出書類は、以下順番どおり整理してください。

○ 書類は綴りひもやホッチキス等は使わずに、クリップ留めとしてください。

○ 副本は、提出書類とは別にまとめてください(順番は正本と同様)。

No	提出書類	摘要
①-1	経営事項審査受付票	
①-2	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書〔20001 帳票〕	副本必須
①-3	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高〔20002 帳票〕	副本必須
①-4	技術職員名簿〔20005 帳票〕 (該当する場合のみ)001,002 及び 099 資格の技術職員名簿 一覧表	副本必須
①-5	その他の審査項目(社会性等)〔20004 帳票〕	副本必須
①-6	審査手数料納付済証貼付書	

①-7	経営状況分析結果通知書	
①-10	外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書	
①-11	「資本性借入金」該当証明書	
④-11	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	(様式第3号)
⑤-1	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	
⑤-2	退職一時金制度の加入を証する書類	就業規則の場合は、労働局の受理印のある表紙及び該当部分の写しを添付
⑤-3	企業年金制度の加入を証する書類	
⑤-4	法定外労働災害補償制度の加入を証する書類	(公財)建設業福祉共済団の場合は、A4紙に原本を貼付
⑤-5	CPD単位取得及び技能レベル向上者を証する書類 CPD単位を取得した技術者名簿 技能者名簿	(様式第4号) 副本必須 (様式第5号) 副本必須
⑤-6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を証する書面(各えるぼし)(写)	
⑤-7	次世代育成支援対策推進法に基づく認定を証する書面(各くるみん)(写)	
⑤-8	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を証する書面(ユースエール)(写)	
⑤-9	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	(様式第6号) 副本必須
⑤-10	建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度において宣言していることを証する書面及び宣言した取り組みを取組開始日以降行う又は行っていることを誓約する書面	国土交通省ホームページからダウンロードした書面及び(様式第7号) 副本必須
⑤-11	防災協定締結を証する書類	
⑤-12	監査の受審状況を証する書類	
⑤-14	建設機械保有状況一覧表	副本必須
⑤-15	エコアクション21に関する認定を証する書面(写)	
⑤-16	ISO9001登録証明書(写)	
⑤-17	ISO14001登録証明書(写)	
①-9	消費税納税証明書(その1)	

※提示書類は速やかに提示できるように整理しておいてください。

6. 問い合わせ先

経営規模等評価の申請・総合評定の請求	
山梨県県土整備部県土整備総務課 建設業対策室	甲府市丸の内1-6-1 TEL: 055-223-1843(直通)

山梨県の入札参加資格申請	
山梨県県土整備部県土整備総務課 契約担当	甲府市丸の内1-6-1 TEL: 055-223-1673(直通)

経営状況分析の申請		
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1 TEL: 03-6661-6622
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37 TEL: 096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1 TEL: 026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22 TEL: 095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1 TEL: 011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24 TEL: 028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22 東洋ビル6階 TEL: 03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10 TEL: 0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12 TEL: 093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6 正盛堂ビル 2F TEL: 042-505-7533

※ 国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は、上記のとおりです。
(令和8年3月現在)

登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがありますので、最新情報は国土交通省ホームページで確認してください。

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)

7. 申請用紙の取扱先

(1) 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書

山梨県県土整備総務課建設業対策室のホームページからダウンロード
ホームページアドレス https://www.pref.yamanashi.jp/kentai/keishin_youshiki.html <small>(山梨県HPトップ>しごと・産業>建設業>資格・手続き>経営事項審査>経営事項審査の申請書(様式))</small>

(一社)山梨県建設業協会で購入
甲府市丸の内1丁目13-7 TEL 055-235-4421

(2) 経営状況分析申請書

各登録経営状況分析機関(「Ⅱ. 申請の期日及び方法等6. 問い合わせ先」参照)にお問い合わせください。

8. 審査手数料及び納入方法

区分	経営規模等評価申請	総合評定値請求	経営状況分析申請
納入方法	山梨県手数料納付済証を申請時に「審査手数料納付済証貼付書」に添付して提出		各経営状況分析機関の定めに従うこと
金額	1業種 10,400円	1業種 600円	経営状況分析機関が定める額
	2業種 12,700円	2業種 800円	
	3業種 15,000円	3業種 1,000円	
	4業種 17,300円	4業種 1,200円	
	5業種 19,600円	5業種 1,400円	
	6業種 21,900円	6業種 1,600円	
	7業種 24,200円	7業種 1,800円	
	以降、1業種増えるごとに2,300円を加える	以降、1業種増えるごとに200円を加える	

※電子申請の場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)の指示に従って納入してください。

9. 再審査の申立

経営規模等評価の結果について異議があるときは、審査を行った国土交通大臣又は山梨県知事に対し、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から30日以内に限り、再審査を申し立てることができます(法第27条の28、規則第20条第1項)。

経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る。)が改正された場合において当該改正前の評価方法に基づく審査の結果通知を受けた者は、当該改正の日から120日以内に限り、再審査を申し立てることができます(法律第27条の28、規則第20条第2項)。

10. 虚偽記載

経営事項審査申請書、経営状況分析申請書に**虚偽の記載**をして提出した者は、**6月以下の懲役又は100万円以下の罰金**に処せられます(法第50条第4項)。

また、国土交通大臣又は都道府県知事が経営事項審査のために必要と認めて申請者である建設業者に報告を求め、又は資料の提出を求めたにもかかわらず、報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した場合には、**100万円以下の罰金**に処せられます(法第52条第4項)。

なお、上記の刑に処せられた場合には、**許可の取消しを受け、当該取消しの日から5年間は許可を受けることができない**こととなります(法第8条第7号又は第8号及び第29条第1項第2号)。

11. 経営規模等評価の結果の公表

経営規模等評価の結果(基準が改正された場合における再審査の結果を含む。)については、競争参加者選定手続の透明性の一層の向上による公正性の確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用の観点から、下記のホームページで公表されています。

(一財)建設業情報管理センターホームページ

ホームページアドレス <http://www.ciic.or.jp>

※経審結果の公表についての詳細は、上記の財団あてにお問い合わせください。

III. 各種一覽表

1. 大臣・知事コード番号表

国土交通大臣	0 0
--------	-----

山梨県知事	1 9
-------	-----

2. 山梨県市町村コード番号表

市	コード
甲 府 市	1 9 2 0 1
富 士 吉 田 市	1 9 2 0 2
都 留 市	1 9 2 0 4
山 梨 市	1 9 2 0 5
大 月 市	1 9 2 0 6
韮 崎 市	1 9 2 0 7
南アルプス市	1 9 2 0 8
北 杜 市	1 9 2 0 9
甲 斐 市	1 9 2 1 0
笛 吹 市	1 9 2 1 1
上 野 原 市	1 9 2 1 2
甲 州 市	1 9 2 1 3
中 央 市	1 9 2 1 4

西 八 代 郡	コード
市 川 三 郷 町	1 9 3 4 6

南 巨 摩 郡	コード
早 川 町	1 9 3 6 4
身 延 町	1 9 3 6 5
南 部 町	1 9 3 6 6
富 士 川 町	1 9 3 6 8

中 巨 摩 郡	コード
昭 和 町	1 9 3 8 4

南 都 留 郡	コード
道 志 村	1 9 4 2 2
西 桂 町	1 9 4 2 3
忍 野 村	1 9 4 2 4
山 中 湖 村	1 9 4 2 5
鳴 沢 村	1 9 4 2 9
富 士 河 口 湖 町	1 9 4 3 0

北 都 留 郡	コード
小 菅 村	1 9 4 4 2
丹 波 山 村	1 9 4 4 3

3. 技術職員資格区分コード表

資格区分欄の右端に記載されている年数(「+実務経験〇年」)は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、法第7条2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。

	資格区分	コード	技術職員区分	建設業の種類
	法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後3年又は5年の実務経験)	001	その他	該当業種
	法第7条第2号ロ該当(10年実務経験)	002		
	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)(大臣認定者)	003		
	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)(大臣認定者)	004		
	監理技術者補佐〔一級技士補〕	005	監理技術者補佐	
建設業法	一級建設機械施工技士	111	1級	土と舗
	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)	212	2級	土と舗
	一級土木施工管理技士 ※1	113	1級	土と石鋼舗し塗水解(※1)
			その他※5	左屋タ筋防絶井清
	一級土木施工管理技士補	11H	その他※5	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解
	二級土木施工管理技士(土木) ※1	214	2級	土と石鋼舗し塗水解(※1)
			その他※6	左屋タ筋塗防絶井清
	二級土木施工管理技士補(土木)	21J	その他※6	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解
	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	215	2級	塗
			その他※6	左と石屋タ筋し防絶井水清解
	二級土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)	21K	その他※6	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解
	二級土木施工管理技士(薬液注入)	216	2級	と
			その他※6	左石屋タ筋し塗防絶井水清解
	二級土木施工管理技士補(薬液注入)	21L	その他※6	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解
	一級建築施工管理技士 ※1	120	1級	建大左と石屋タ鋼筋板ガ塗防内絶具解(※1)
			その他※5	機水消清
一級建築施工管理技士補	12C	その他※5	大左と石屋タ筋板ガ塗防内機絶具水消清解	
二級建築施工管理技士(建築) ※1	221	2級	建解(※1)	
		その他※6	大左と石屋タ筋板ガ塗防内機絶具水消清	
二級建築施工管理技士(躯体) ※1	222	2級	大とタ鋼筋解(※1)	
		その他※6	左石屋板ガ塗防内機絶具水消清	

資格区分		コード	技術職員区分	建設業の種類
	二級建築施工管理技士(仕上げ)	223	2級	大左石屋夕板ガ塗防内絶具
			その他※6	と筋機水消清解
	二級建築施工管理技士補	22D	その他※6	大左と石屋夕筋板ガ塗防内機絶具水消清解
	一級電気工事施工管理技士	127	1級	電
			その他※5	機消
	一級電気工事施工管理技士補	12E	その他※5	機消
	二級電気工事施工管理技士	228	2級	電
			その他※6	機消
	二級電気工事施工管理技士補	22F	その他※6	機消
	一級管工事施工管理技士	129	1級	管
			その他※5	筋し板機絶井具水消清
	一級管工事施工管理技士補	12G	その他※5	筋し板機絶井具水消清
	二級管工事施工管理技士	230	2級	管
			その他※6	筋し板機絶井具水消清
	二級管工事施工管理技士補	23A	その他※6	筋し板機絶井具水消清
	一級電気通信工事施工管理技士	131	1級	通
	二級電気通信工事施工管理技士	232	2級	通
	一級造園施工管理技士	133	1級	園
			その他※5	左と石屋夕筋し塗防絶井水清解
	一級造園施工管理技士補	13D	その他※5	左と石屋夕筋し塗防絶井水清解
二級造園施工管理技士	234	2級	園	
		その他※6	左と石屋夕筋し塗防絶井水清解	
二級造園施工管理技士補	23E	その他※6	左と石屋夕筋し塗防絶井水清解	
建築士	一級建築士	137	1級	建大屋夕鋼内
	二級 "	238	2級	建大屋夕内
	木造 "	239	2級	大
技術士	建設・総合技術監理(建設) ※1	141	1級	土と電舗し園解(※1)
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」) ※1	142		土と電鋼舗し園解(※1)
	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	143		土と
	電気電子・総合技術監理(電気電子)	144		電通
	機械・総合技術監理(機械)	145		機
	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	146		管機
	上下水道・総合技術監理(上下水道)	147		管水
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	148		管井水
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	149		土とし
	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	150		園

資格区分		コード	技術職員区分	建設業の種類
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	151		土と園
	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	152		管
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	153		管水
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	154		管水清
※2	第一種電気工事士	155	2級	電
	第二種 " +実務経験3年	256	その他	電
	電気主任技術者(第1種～第3種) +実務経験5年	258	その他	電
※3	工事担任者(※4) +実務経験3年	235	その他	通
	電気通信主任技術者 +実務経験5年	259	その他	通
消防法	甲種消防設備士	168	2級	消
	乙種 "	169	2級	消
水道法	給水装置工事主任技術者 +実務経験1年	265	その他	管
その他	その他	099	その他	該当業種

(※1)解体工事業の技術職員とする場合、平成27年度以前の合格者については、合格後解体工事の実務経験1年以上又は講習受講が必要です。証明書類(資格証コピー、登録解体工事講習修了証又は実務経験証明書類)を提示してください。

(※2)電気工事士法・電気事業法

(※3)電気通信事業法

(※4)工事担任者は、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の両方の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限ります。また、令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程(※4-1)を修了した者及び総務大臣の認定(※4-2)を受けた者に限ります。

(※4-1)電気通信事業法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第2号の養成課程

(※4-2)電気通信事業法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第3号の総務大臣の認定

(※5)一級一次検定合格後の実務経験3年(実務経験証明書の提示が必要です。)(令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請で適用)

(※6)二級一次検定合格後の実務経験5年(実務経験証明書の提示が必要です。)(令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請で適用)

資格区分		コード	技術職員区分	建設業の種類	
職	ウェルポイント施工	(1級)	166	2級	と
		(2級)+実務経験1年(3年)※7	266	その他	と
業	路面標示施工		167	2級	塗
			171	2級	大
能	建築大工	(1級)	271	その他	大
		(2級)+実務経験1年(3年)※7	164	2級	大と
力	型枠施工	(1級)	264	その他	大と
		(2級)+実務経験1年(3年)※7	172	2級	左
開	左官	(1級)	272	その他	左
		(2級)+実務経験1年(3年)※7	157	2級	と解
発	とび・とび工	(1級)	257	その他	と解
		(2級)+実務経験1年(3年)※7	173	2級	と
促	コンクリート圧送施工	(1級)	273	その他	と
		(2級)+実務経験1年(3年)※7	174	2級	管
進	空気調和設備配管・冷凍空気調和機器施工	(1級)	274	その他	管
		(2級)+実務経験1年(3年)※7	175	2級	管
法	給排水衛生設備配管	(1級)	275	その他	管
		(2級)+実務経験1年(3年)※7	176	2級	管
法	配管・配管工	(1級)	276	その他	管
		(2級)+実務経験1年(3年)※7	170	2級	管屋板
法	建築板金「ダクト板金作業」	(1級)	270	その他	管屋板
		(2級)+実務経験1年(3年)※7	177	2級	タ
法	タイル張り・タイル張り工	(1級)	277	その他	タ
		(2級)+実務経験1年(3年)※7	178	2級	タ
法	築炉・築炉工・れんが積み	(1級)	278	その他	タ
		(2級)+実務経験1年(3年)※7	179	2級	石タ
法	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工	(1級)	279	その他	石タ
		(2級)+実務経験1年(3年)※7			

資格区分		コード	技術職員 区分	建設業 の種類	
石工・石材施工・石積み	(1級)	180	2級	石	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	280	その他	石	
鉄工・製罐	(1級)	181	2級	鋼	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	281	その他	鋼	
鉄筋組立て・鉄筋施工	(1級)	182	2級	筋	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	282	その他	筋	
工場板金	(1級)	183	2級	板	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	283	その他	板	
板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」	(1級)	184	2級	屋板	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	284	その他	屋板	
板金・板金工・打出し板金	(1級)	185	2級	板	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	285	その他	板	
かわらぶき・スレート施工	(1級)	186	2級	屋	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	286	その他	屋	
ガラス施工	(1級)	187	2級	ガ	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	287	その他	ガ	
塗装・木工塗装・木工塗装工	(1級)	188	2級	塗	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	288	その他	塗	
建築塗装・建築塗装工	(1級)	189	2級	塗	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	289	その他	塗	
金属塗装・金属塗装工	(1級)	190	2級	塗	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	290	その他	塗	
噴霧塗装	(1級)	191	2級	塗	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	291	その他	塗	
畳製作・畳工	(1級)	192	2級	内	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	292	その他	内	
内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工	(1級)	193	2級	内	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	293	その他	内	
熱絶縁施工	(1級)	194	2級	絶	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	294	その他	絶	
建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工	(1級)	195	2級	具	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	295	その他	具	
造園	(1級)	196	2級	園	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	296	その他	園	
防水施工	(1級)	197	2級	防	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	297	その他	防	
さく井	(1級)	198	2級	井	
	(2級)+実務経験1年(3年)※7	298	その他	井	
その他	解体工事施工技士	060	2級	解	
	基礎ぐい工事	040	2級	と	
	地すべり防止工事士〔登録地すべり防止工事試験合格者〕	+実務経験1年	061	その他	と井
	建築設備士	+実務経験1年	062	その他	電管
	一級計装士〔登録計装試験合格者〕	+実務経験1年	063	その他	電管
	基幹技能者		064	基幹技能者等	登録業種
	建設技能者〔能力評価基準レベル3技能者〕		703	2級	該当業種
建設技能者〔能力評価基準レベル4技能者〕		704	基幹技能者等		

(※7) 平成15年度以前に合格した者は実務経験1年、平成16年度以降に合格した者は実務経験3年を要する。

4. 受審を必要とする発注者一覧表(建設業法施行令第45条)

経営事項審査を受けなければ請け負うことはできないとされている主な工事(公共工事)は次のとおりです。

- 国
- 地方公共団体
- 公庫: 沖縄振興開発金融公庫
- 事業団: 日本下水道事業団、日本私立学校振興・共済事業団
- 基金: 社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、(独)農業者年金基金
- 機構: 日本年金機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、(独)勤労者退職金共済機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、(独)中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、地方公共団体金融機構、(独)環境再生保全機構、地方公共団体情報システム機構
- 公社: 地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社
- 振興会: 公益財団法人JKA
- 大学法人: 国立大学法人、大学共同利用機関法人
- 研究所: 国立研究開発法人理化学研究所
- センター: 日本司法支援センター
- 協会: 日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本放送協会
- 組合等: 水害予防組合、水害予防組合連合、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農林漁業団体職員共済組合
- 会社: 新関西国際空港(株)、成田国際空港(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本たばこ産業(株)、日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、東京地下鉄(株)、九州旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、北海道旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、(株)日本政策金融公庫、(株)国際協力銀行
- その他: 港務局、東京湾横断道路建設事業者
- 独立行政法人(その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定したもの)
- 地方独立行政法人